

伊賀市立依那古保育所、依那古第2保育所
民営化事業者募集要領

2020（令和2）年5月

伊賀市健康福祉部保育幼稚園課

目次

1. 目的	1
2. 民営化の概要	1
3. 民営化の条件	1～2
4. 運営に関する条件	3～5
5. スケジュール	6
6. 参加資格要件	6
7. 応募に関する手続き	7～9
8. 審査方法	9
9. プロポーザル審査	10
10. 評価、採点	10
11. 失格となる提案者	10
12. 選定結果と公表	11
13. 協定の締結	11
14. 問合せ先	11

1. 目的

伊賀市では、子ども子育て支援事業計画に基づき、安全で安心な保育環境の提供と保育の充実を図るため、伊賀市立依那古保育所と依那古第2保育所を統合し民営化する事業者（以下「事業者」という。）を公募します。

2. 民営化の概要

伊賀市が運営する伊賀市立依那古保育所及び伊賀市立依那古第2保育所を統合し、民営化する。

民営化の後、譲渡した依那古保育所を法人が除却して新園舎を建設する。

新園舎建設中は、依那古第2保育所を仮園舎として使用する。

（1）依那古保育所及び依那古第2保育所の現状（所在地等）

①施設の名称 伊賀市立依那古保育所

所在地 伊賀市市部 11 番地 1

定員 75 名

②施設の名称 伊賀市立依那古第2保育所

所在地 伊賀市上郡 56 番地 1

定員 40 名

（2）譲渡する建物構造等

伊賀市立依那古保育所

①完成年月	1982（昭和57）年6月
②敷地面積	1,938.05 m ²
③建物面積	635.00 m ² （延床面積）
④構造	鉄骨造平屋建て

（3）民営化予定年月日

2021（令和3）年4月1日

民営化年月日に事業を開始できるよう、児童福祉法第35条に規定する児童福祉施設の設置について三重県知事の認可を得ること。

3. 民営化の条件

（1）土地に関する事項

市と土地使用貸借契約を締結し、30年間は市が所有する土地を無償で使用することができる。また、特段の理由がない限り期間を延長することができる。

(2) 建物に関する事項

- ①市と市有財産譲渡契約を締結し、伊賀市立依那古保育所の園舎を無償で譲渡し、2023（令和5）年2月末までに当該保育所の園舎を除却し、同場所に新園舎を整備すること。
- ②施設整備期間中は、市と土地建物使用貸借契約を締結し、伊賀市立依那古第2保育所を仮園舎として無償で使用すること。但し、改修工事費や施設維持管理費等は事業者の負担とする。
- ③認可保育所に対して適用される基準（厚生労働省が定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」、三重県が定める「三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」、その他の関係法令（「児童福祉法」、「建築基準法」、「消防法」、「都市計画法」、「伊賀市の適性な土地利用に関する条例」等）に加え、民営化の条件を遵守しなければならない。
- ④伊賀市洪水ハザードマップを確認の上、洪水浸水対策を図ること。土地の嵩上げは行わない方法とすること。
- ⑤接面道路について、建築基準法第43条第2項第2号による許可を受けること。
- ⑥新設する建物の床面積は、現在の建物の床面積の1.5倍以内にする。
- ⑦送迎等に必要規模の駐車場を設けるとともに、送迎時の敷地内交通の安全確保に努めること。また、要所に防犯灯を設置する等の安全対策に期すること。
- ⑧依那古保育所は指定避難所であるため、事業者は、整備する保育所について災害対応に積極的な協力を行うこと。
- ⑨施設整備にあたり、周辺地域住民、各関係者等への説明を行い、理解を得ること。
- ⑩保育所の整備に要する経費は国庫補助金を活用し、市の予算の範囲内で交付する。ただし、国の制度変更や、本市施策の変更などにより補助金制度が変更になる場合がある。

(3) 保育所の備品

無償譲渡を基本とする。

(4) 契約の解除

期間内に児童福祉法第35条に規定する児童福祉施設の設置の認可が受けられない場合、または、契約を継続しがたい重大な背信行為があったときは、契約を解除するものとする。

4. 運営に関する条件

(1) 保育所の名称

民営化後の保育所の名称については、他の保育施設と混同する恐れがないものとし、保護者・地元住民等関係者の意向を最大限尊重すること。

(2) 定員及び受入年齢

民営化後の保育所の定員は、以下に示した人数を基本とする。ただし、入園希望者数等を勘案し、市と協議のうえ決定する。

3歳未満児の受入れの充実に配慮すること。

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6人	12人	12人	15人	20人	20人	85人

(3) 保育事業の継承等

保育内容は、次に定める内容を下回らないこと。

- ・保護者等の意見を取り入れ、民営化前の保育方針、保育内容等の継承に努め、過度に変わることはないように配慮すること。
- ・特別な支援を要する児童に対する適切な保育を実施し、当該児童の福祉増進を図ること。民営化前の保育所に入所している特別な支援を要する児童全てを受け入れること。
- ・受け入れに係る加配保育士の人件費は、市の予算の範囲内で交付する。

休園日	日曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日まで
開園時間	午前7時00分から 午後6時00分まで
特別保育	延長保育（午後6時00分から 午後7時00分まで） 家庭支援推進保育

(4) 保育事業の拡充

延長保育、休日保育、一時預かり事業、家庭支援推進保育に積極的に取り組むよう努めること。

(5) 職員配置

児童や保護者の不安を解消し、保育の円滑な引継ぎを行うため、次のとおり職員配置を行うこと。

厚生労働省が定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」、三重県が定める「三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び公定価格基本部分の職員配置基準を満たすこと。

①施設長	社会福祉事業に従事した経験を2年以上有すること。 児童福祉事業に関する知識を有し、施設を適切に運営できること。 専任であること。
②主任保育士	保育所又は認定こども園（以下、保育所等という。）において、 10年以上の保育経験を有する常勤職員であること。
③保育士（施設長、主任保育士除く）	保育所等において5年以上の保育経験を有する者を複数配置すること。 保育士のうち半数以上は、保育所等において3年以上の保育経験を有すること。
④看護師	看護師の配置に努めること。
⑤調理員	定員に応じた必要な調理員を配置すること。 ※調理委託業者の調理員でも可とする。
⑥その他	民営化前の令和2年度において、民営化後に配置予定の保育士等は、依那古保育所、依那古第2保育所において保育の引継ぎ及び共同保育を行うこと。 民営化後の令和3年度において、市の保育士等の派遣の受入に応じること。

※経験年数は、2021（令和3）年4月1日を基準日とする。

※職員配置人数については、0歳児3人につき1人以上、1歳児4人につき1人以上、2歳児5人につき1人以上、3歳児15人につき1人以上、4・5歳児30人につき1人以上とすること。

※家庭支援推進保育については、2人配置すること。

（6）三者協議会

保護者、事業者及び市の代表で構成する三者協議会を協定締結後に構成し、当面の間は、保育内容や運営等について調整協議していくこと。

（7）地域との交流等

地域との交流を図り、良好な関係作りに努め、地域に根差した運営を行うこと。また、地域の子育て家庭への支援に取り組むよう努めること。

（8）隣保館との交流等

下郡市民館との交流を積極的に行い、連携強化を図ること。

（9）小学校との連携等

依那古小学校との交流を積極的に行い、連携強化を図ること。

(10) こども発達支援センターとの連携

こども発達支援センターとの交流を積極的に行い、連携強化を図ること。

(11) 給食

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 11 条に基づき、自園調理を実施すること。アレルギー食に対応すること。積極的に食育を推進するよう努めること。給食設備をはじめ、施設の衛生管理を徹底すること。

(12) 職員の資質向上

職員の資質向上及び保育の質の向上のため、必要な研修を行うこと。
また、市が行う研修に参加するよう努めること。

(13) 保護者負担金

保育料以外の保護者負担については、保護者の負担軽減に留意するとともに、事前に保護者に十分な説明を行うこと。

(14) 保育用品

保育所入所児童に対し、必要以上に保護者の負担を増大させないこと。

(15) 要望及び苦情への対応

保護者とのコミュニケーションを図り、要望等について誠意を持って対応すること。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 14 条の 3 に基づき、苦情への対応のための必要な措置を講ずること。

(16) 保育業務の引継ぎ

引継ぎ及び共同保育を行うこと。共同保育においては、民営化後の保育所に勤務予定の職員（施設長、保育士、調理員等）を派遣するものとし、派遣にかかる費用は事業者の負担とすること。また、民営化後の保育所において、民営化前の保育所に勤務していた市の保育士等派遣の受入に応じることとする。引継ぎ及び共同保育は、在園児及びその保護者の不安の解消・軽減を図るために極めて重要なものであるから、誠意を持ってこれにあたること。

5. スケジュール

スケジュールについては、下記のとおりとする。ただし、やむを得ない事情により変更する場合がある。

公告・募集要領の配布	令和2年 5月20日(水)～ 6月25日(木)
施設説明会参加申込期間	令和2年 5月20日(水)～ 6月 3日(水)
施設説明会	令和2年 6月 6日(土)
参加申込書類の提出期間	令和2年 6月 5日(金)～ 6月25日(木)
質問書の受付期間	令和2年 5月20日(水)～ 8月 7日(金)
参加資格審査結果通知	令和2年 7月 6日(月)
質疑最終回答日	令和2年 8月20日(木)
事業計画書類の提出期間	令和2年 8月13日(木)～ 9月11日(金)
プロポーザル審査	令和2年10月 2日(金)
選定結果通知	令和2年10月 5日(月)
民営化	令和3年 4月 1日(木)

6. 参加資格要件

次のすべての条件を満たす法人及びその代表者であること。

- (1) 法令、条例・規則等を遵守し、自ら安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる社会福祉法人又は学校法人で、令和2年4月1日時点で、三重県内に認可保育所又は認定こども園を設置しており、少なくとも一つの施設において3年以上の運営実績を有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が構成員の中に存在する団体に該当していないこと。
- (4) 手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が不健全ではないこと。
- (5) 破産法、会社更生法及び民事再生法による手続開始申立てをしていないこと、及び、第三者によって申立てを受けていないこと。
- (6) 伊賀市又は三重県で指名停止等の措置を受けていないこと。
- (7) 直近の3年間に於いて国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 保育・教育事業に熱意と理解を持ち、市の保育・教育行政において積極的に協力できること。

7. 応募に関する手続き

(1) 関係書類等

- 配布期間 2020（令和2）年5月20日（水）から
2020（令和2）年6月25日（木）まで
- 入手方法 伊賀市ホームページからダウンロード
(URL : <https://www.city.iga.lg.jp/igakids/0000007777.html>)

(2) 施設説明会

- 申込期間 2020（令和2）年5月20日（水）午前8時30分から
2020（令和2）年6月 3日（水）午後5時15分まで
- 申込方法 施設説明会参加申込書（様式6）を使用して、伊賀市健康福祉部保育幼稚園課まで電子メール又はFAXで提出。
なお、送信した旨を電話で必ず連絡すること。
- 開催日時 2020（令和2）年6月 6日（土）午後1時30分から
- 開催場所 伊賀市立依那古保育所 及び 依那古第2保育所
- 参加人数 新型コロナウイルス感染防止のため、最小人数での参加としてください。

(3) 参加申込書類

- 提出期間 2020（令和2）年6月 5日（金）から
2020（令和2）年6月25日（木）まで
（土、日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）
- 提出方法 直接持参
- 提出先 伊賀市健康福祉部保育幼稚園課
（伊賀市四十九町3184番地 伊賀市役所本庁舎2階）
- 提出書類 次に掲げる書類2部（原本1部、写し1部）を、次に定める順番にA4版、左綴じ、目次、見出し及び様式ごとにページ番号を付けて提出してください。
A3版となる場合はZ折りにし、A3版1ページで2ページと換算してください。

- ① 依那古保育所、依那古第2保育所民営化事業者募集参加申込書兼誓約書（様式1）
- ② 法人が運営する認可保育所一覧表（様式2）
- ③ 法人役員等名簿（様式3）
- ④ 法人の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ⑤ 法人の登記簿謄本または登記事項証明書

- ⑥ 法人の印鑑証明書
- ⑦ 法人の直近 3 年分の法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書、市町村民税の滞納がないことの証明書
- ⑧ 法人の直近 3 年分の財務諸表
- ⑨ 預金残高証明書
- ⑩ 直近 2 回分の法人に対する所管庁の監査結果通知書
- ⑪ 現在運営する保育所等の概要

(4) 参加資格審査

提出書類により参加資格審査を行う。結果については、すべての申請者に対して文書をもって通知する。なお、通知内容について不服がある場合は文書到達後 1 週間以内に文書にて行うこと。

(5) 質問書の受付及び回答

- ・ 受付期間 2020（令和 2）年 5 月 20 日（水）午前 8 時 30 分から
2020（令和 2）年 8 月 7 日（金）午後 5 時 15 分まで
- ・ 受付方法 質問票（様式 7）を使用して、伊賀市健康福祉部保育幼稚園課まで
電子メール又は F A X で提出。
なお、送信した旨を電話で必ず連絡すること。
E-mail : hoyou@city.iga.lg.jp
FAX : 0595-22-9646
TEL : 0595-22-9658
- ・ 回答方法 市ホームページに順次掲載を行う
2020（令和 2）年 8 月 20 日（木）までに回答予定
※電話、口頭等による質問は受け付けない。
※質問受付期間終了後は、質問は受け付けない。

(6) 事業計画書類

- ・ 提出期間 2020（令和 2）年 8 月 13 日（木）から
2020（令和 2）年 9 月 11 日（金）まで
（土、日、祝日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）
- ・ 提出方法 直接持参
- ・ 提出先 伊賀市健康福祉部保育幼稚園課
（伊賀市四十九町 3184 番地 伊賀市役所本庁舎 2 階）
- ・ 提出書類 次に掲げる書類 15 部（原本 1 部、写し 14 部）を、次に定める順番
に A4 版、左綴じ、目次、見出し及び様式ごとにページ番号を付けて

提出してください。

A3版となる場合はZ折りにし、A3版1ページで2ページと換算してください。

事業計画書は、合計20ページ以内となるようにしてください。

- ① 事業計画書（様式4）
- ② 施設長予定者の履歴書（様式5）
- ③ 資金収支予算書、資金収支予算内訳書

（7）留意事項

① 応募における注意事項

- ・ 提出された書類の内容を変更することはできない。（軽微な修正を除く。）
- ・ 提出書類は理由のいかんに関わらず返却しない。
- ・ 参加申込受付後に辞退される場合は、「辞退届（様式8）」を提出すること。
- ・ 市が必要であると判断した場合は、提出内容について個別に聴き取りを行う場合がある。

② 無効となる参加申込書又は事業計画書等

参加申込書又は事業計画書等が以下に該当する場合は無効となることがある。

- ・ 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- ・ 応募要領に適合しないもの
- ・ 指定する作成様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの
- ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ・ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ・ 虚偽の内容が記載されているもの
- ・ 様式の記載内容において参加申込者名が容易に推測できるもの

③ 応募の費用負担

応募に関し必要な費用は、すべて応募者の負担とする。

8. 審査方法

伊賀市立依那古保育所・依那古第2保育所民営化事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、提出された参加申込書類、事業計画書類及びプロポーザル審査により、評価、採点を行う。

9. プロポーザル審査

- ・実施日時 2020（令和2）年10月2日（金） ※予定
- ・実施場所 伊賀市四十九町 3184 番地 伊賀市役所本庁舎
- ・実施時間 30分程度（説明20分、質疑10分）
- ・実施方法 応募受付順により事業計画書の説明及び質疑を行う。
口頭による説明を基本とするが、PC、VTR、プロジェクタ、スクリーン等の利用がある場合は事前に申し出ること。

※説明を欠席した場合は、審査及び選定から除外する。

10. 評価、採点

(1) 評価、採点

選定委員会において、事業計画書及びプレゼンテーション状況を基に評価、採点を行い、最高得点を得た者を選定する。

審査における評価基準は、次の評価項目に基づくものとし、配点等の詳細は、選定委員会で定めるものとする。

なお、採点の総合計に対し100分の60に満たない結果となった場合は、失格とする。

(2) 評価項目

- ①運営理念
- ②職員配置
- ③保育内容
- ④特別保育
- ⑤苦情解決
- ⑥施設整備
- ⑦業務の引継
- ⑧経理状況
- ⑨その他提案

11. 失格となる提案者

提案者が以下に該当する場合は失格となることがある。

- ・本要領に定める手続き以外の手法により、選定委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合。
- ・プロポーザル時に選定委員会の許可なく追加資料等を提出した場合
- ・その他選定委員会が不適格と認めた場合

12. 選定結果と公表

市長は、選定委員会が特定した最高得点者を民営化事業者とし、参加申込者全員に対し選定結果の通知を行う。ただし、最高得点者に事故等があり譲渡が不可能となった場合は、次点者（選定委員会において選定基準を満たす評価を受けた者に限る。）を民営化事業者とする。

また、選定結果は、選定した事業者の名称、所在地及び審査結果一覧表（提出者名は除く。）について、伊賀市ホームページへの掲示その他の方法により公表するものとする。

13. 協定の締結

市長は、事業者と伊賀市議会において、伊賀市立保育所条例改正案（伊賀市立依那古保育所、依那古第2保育所の廃止、建物無償譲渡）が議決された場合に協定を締結するものとする。

なお、民営化に関する予算の執行にあたっては、毎年度の予算の議決が必要となり、民営化予定保育所の譲渡にあたっては、伊賀市保育所条例の改正の議決が必要となる。仮に、予算が承認されなかった場合や条例改正の承認が得られない場合は、民営化を停止する場合がある。

14. 問合せ先

伊賀市四十九町 3184 番地 伊賀市役所本庁舎2階

伊賀市健康福祉部保育幼稚園課総務係

T E L : 0595-22-9658

F A X : 0595-22-9646

e-mail : hoyou@city.iga.lg.jp

※土、日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで